

# 東京都北区文化芸術活動拠点レジデンススペース入室者募集要項

東京都北区文化芸術活動拠点「ココキタ」（以下、「文化芸術活動拠点」という。）のレジデンス（長期貸し）スペースに入室を希望される方は、「本募集要項」、「レジデンススペース使用申請書」を必要書類と一緒にご提出ください。その後、一次審査（書類審査）、一次審査通過後に二次審査（面接審査）を受けていただき、入室の可否を決定します。

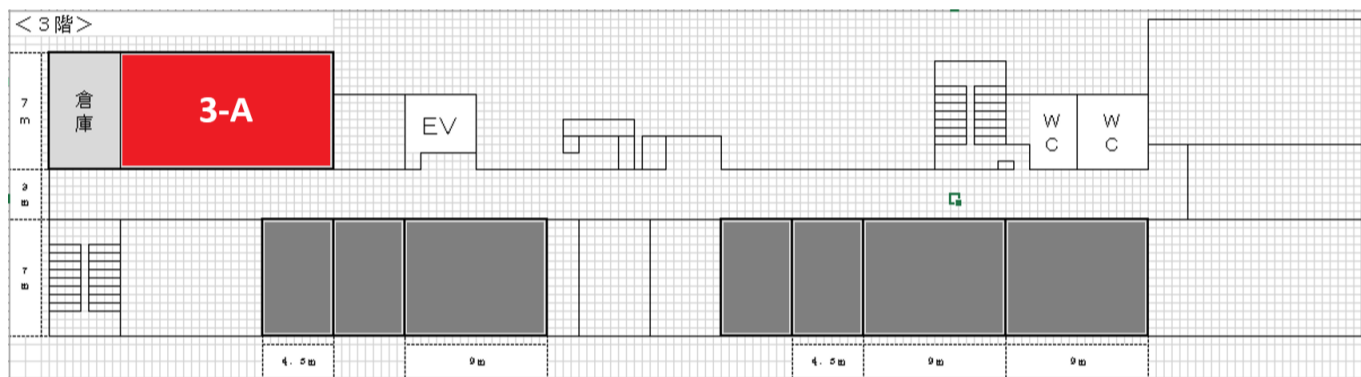
## 1、施設所在地

- ・東京都北区豊島5-3-13（旧豊島北中学校）  
都営バス〔豊島六丁目〕または〔豊島五丁目団地〕下車 徒歩3分  
【王子駅前より豊島五丁目団地行、宮城循環、西新井駅行】  
【赤羽駅東口より豊島五丁目団地行（王57路線）】  
【池袋駅東口より西新井駅行（王40路線）】

## 2、募集部屋数

- ・1室：レジデンススペース3-A（94㎡タイプ倉庫付）

## 3、部屋の概要および使用料金等



- (1) 使用料等（原則として還付しません）
- |                         | 使用料/月     | 共益費/月     |
|-------------------------|-----------|-----------|
| レジデンススペース3-A（94㎡タイプ倉庫付） | 月額50,000円 | 月額20,000円 |
- ・毎月月末までに翌月分の使用料と共益費を指定する方法で納付いただきます。
  - ・室内に個別空調と内線電話を備えています
  - ・電源コンセントは室内に設置してあります。
- (2) 使用時間
- ・午前9時から午後9時まで使用できます。なお、施設の管理上、午後9時までにはご退出いただきます。また、施設の保守点検等のため利用が制限されることがあります。
- (3) 休館日
- ・12月29日から1月3日まで。  
※レンタルスペースは原則毎週月曜日（月曜日が祝日の場合はその日以後の直近の祝日でない日）が休館日となります。
- (4) 保証金
- ・月額使用料の2ヶ月分
- ※保証金をお支払いいただけない場合は入室できません。  
※保証金と使用料の相殺はできません。また、保証金に関する債権を第三者に譲渡したり、債務の担保とすることはできません。
- (5) その他
- ・契約にあたり、火災保険への加入及び連帯保証人を指定いただきます。
  - ・北区文化振興財団は光熱水費（電気・ガス・水道）を負担します。ゴミ処理費等は 負担しません。
  - ・電話、インターネット環境は常設していません。
- ・駐車場はありません。（短時間での荷物の積み下ろしは可能です。）

#### 4、応募資格（入室対象）

- ・次の要件を全て満たす個人または団体であること。
  - (1) 北区の文化芸術の活性化に貢献する活動を行う方。
  - (2) 北区内で文化芸術活動を行おうとする方。
  - (3) 使用期間終了後も北区内において引き続き文化芸術活動を行う意思がある方。
  - (4) 使用料の支払能力がある方。
  - (5) 入室後の施設使用の形態が近隣住民の生活に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、施設の管理運営に支障がないと認められる方。
  - (6) 1年に1回北区文化振興財団が指定する成果発表事業に、専門技能を生かした参加ができる方（経費負担あり）
  - (7) 2017年10月1日以降に、レジデンススペースの使用承認を受けたことが2回未満である方。
- ※単なる名称変更など、過去に使用承認を2回受けた方と殆ど同一であると認められる方は、応募資格がありません。
- ※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同第6号に規定する暴力団員は応募できず、応募団体の構成員にもなれません。

#### 5、入室期間

- ・1年を単位として3年以内。
- ※この賃貸借契約は北区と北区文化振興財団との定期建物賃貸借契約に基づく転貸のため、北区との契約が更新できない若しくは解除となった場合には、契約期間内でも退室していただきます。

#### 6、使用条件

- ・使用にあたっては下記の事項を遵守してください。
- (1) 文化芸術活動拠点で行われる事業に協力すること。特に、1年に1回、北区文化振興財団が指定する成果発表事業には使用者の負担において必ず専門の文化芸術技能を活かした参加をすること。
- (2) 文化芸術活動拠点への見学・視察・取材等に協力すること。
- (3) 文化芸術活動拠点を設置の目的以外に使用しないこと。
- (4) 施設利用者や近隣住民に迷惑をかけず、生活を乱さないこと。
- (5) 無断でレジデンススペースの模様替えその他の工作を加える行為をしないこと。
- (6) 無断で危険、有害、不潔、悪臭等他人に迷惑を及ぼす物の持込み（犬猫等の飼育も含む。）をしないこと。また、文化芸術活動拠点に損害を与えるおそれのある行為を行わないこと。
- (7) 文化芸術活動拠点内で宿泊しないこと。
- (8) 無断で文化芸術活動拠点内で行事、集会、販売活動および宣伝等の勧誘行為を行わないこと。
- (9) 他のレジデンススペース使用者に迷惑をかけないこと。
- (10) 文化芸術活動拠点を滅失・毀損した場合は原状回復の上、損害額を賠償すること。
- (11) レジデンススペースの使用権は第三者に貸し付けたり、譲渡しないこと。
- (12) レジデンススペースを1ヶ月以上使用しない場合は事前に連絡すること。
- (13) 構成員に変更があったときは北区文化振興財団に連絡すること。
- (14) 職員が管理上必要な場合に行う指示には従うこと。
- (15) 年度終了の1か月以内に年間活動報告書を提出すること。更に、契約最終年度には全体を総括すること。

#### 7、退室条件

- ・下記の事由に該当する場合は退室することを条件とします。この場合において使用者が被った損害について北区文化振興財団はその責任を負いません。
- (1) 偽りその他不正の行為により使用承認を受けたことが判明したとき。
- (2) 正当な理由がなく2ヶ月以上レジデンススペース使用料および共益費を滞納したとき。
- (3) 正当な理由がなくレジデンススペース使用者が無断で文化芸術活動拠点から退去したとき。
- (4) 正当な理由がなく長期間文化芸術活動拠点を使用しないとき。
- (5) レジデンススペース使用者（団体である場合は構成員の一部を含む）の故意または過失により文化芸術活動拠点を著しく棄損し、または文化芸術活動拠点内で火災を発生せしめたとき。
- (6) レジデンススペース使用者（団体である場合は構成員の一部を含む）またはその会員等が、暴力団組織の組員またはこれに類する組織に属する人物であるとき。
- (7) 正当な理由がなく使用料および共益費の支払いをしばしば遅延し、その遅延が信頼関係を著しく害すると認められるとき。

- (8) レジデンススペース使用者が支払不能の状態に陥り、または破産の申立てをし、もしくは受けたとき。
- (9) レジデンススペース使用者が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行または滞納処分を受ける等信用が悪化したと認められたとき。
- (10) 使用条件に違反し、注意または是正の勧告に応じないとき。
- (11) 公の秩序または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (12) 北区文化振興財団の信用、名誉を傷つける等不信の行為があったとき。
- (13) 地震等の災害により北区と北区文化振興財団との定期賃貸借契約が終了、解除となったとき。
- (14) 法令もしくは行政上の処分により文化芸術活動拠点が使用不能になったとき。
- (15) 公益財団法人北区文化振興財団文化芸術活動拠点管理規定および同施行要項もしくは定期賃貸借契約に定める解除条項に該当したとき。

## 8、返却条件

・退室時には下記の条件に従ってください。

- (1) 退室時には職員が立ち会いますので、退室日の2ヶ月前までに届け出てください。
- (2) 原状回復の上、退室願います。原状回復していない場合は、修繕費等を請求する場合があります。
- (3) 保証金は退室時にお返しします。ただし、未納の使用料、共益費、原状回復に要する費用等の使用者が負担すべき費用がある場合は保証金からこれらの費用を控除した後にお返しします。なお、保証金には利子はつきません。
- (4) 保証金の額が使用者の負担すべき費用の額に満たない場合は不足している額を請求します。
- (5) 退室後に残っている荷物等は北区文化振興財団が処分し、処分にかかった費用を請求します。
- (6) レジデンススペースにかけた有益費、必要費、移転料等は請求できません。
- (7) レジデンススペースに残っている物品の所有権は北区文化振興財団に移ります。
- (8) 退室時には、貸与した鍵その他の物品全てを直ちに返却してください。

## 9、募集期間

・2024年11月20日（水）～12月27日（金）

※持参または郵送にて12月27日（金）17時必着

## 10、入室者の選考・決定

- (1) 一次審査として書類審査を行います。
- (2) 一次審査通過者に対して二次審査として面接審査を行い、入室者を決定します。
- (3) 二次審査の日程は2025年1月下旬を予定しています。
- (4) 入室候補者決定は2025年2月を予定しています。
- (5) 北区文化振興財団事務局より代表者に結果を通知します。

※審査結果につきましては、いかなる質問にもお答えできません。

## 11、入室契約

- ・契約日は2025年4月1日となります。
- ・契約は定期賃貸借契約となります。

## 12、施設概要

- (1) 1階に施設受付・カフェ・自販機があります。
- (2) 2階に有料で使用できる印刷製版機・コピー機・大判プリンターがあります。
- (3) 3階がレジデンススペースのフロアです。
- (4) 2階と4階は時間貸しのレンタルスペースです。レジデンススペース使用者は、レンタルスペース利用時に5割の減額措置があります。
- (5) 建物入口付近に自転車置場があります。
- (6) トイレ、洗い場は共用です。
- (7) 施設のある豊島五丁目団地周辺は土壤汚染（ダイオキシン類）の覆土処理がされています。

